

特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書封筒等広告掲載要領

平成15年8月6日

総務部長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針（以下「取扱方針」という。）に基づき、特別区民税・都民税・森林環境税納税通知書封筒等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申込者の範囲)

第2条 広告掲載の申し込みができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 税関係機関
- (2) 金融機関
- (3) 前2号に掲げるもののほか公共的な事業を行うもの

(広告掲載の規格等)

第3条 掲載する広告の規格、掲載料金等は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の概要を表した案を添えて、区長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第5条 区長は、前条の規定による申込みがあったときは、取扱方針及び「葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針2に規定する広告の制限に関する運用解釈について」に従って内容を審査し、決定するものとする。

2 前項の規定による決定に際し必要があると認めるときは、広告掲載選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査させることができる。

(広告掲載の通知)

第6条 前条により広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、広告掲載決定通知書（様式第2）又は広告掲載非決定通知書（様式第3）により通

知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 申込者は、広告掲載決定通知書の納入期日までに、広告掲載料の金額を納付しなければならない。

(申込者の責任等)

第8条 申込者は、広告の内容に関するすべての責任を負わなければならない。

2 申込者は、原稿の作成経費を負担する。

(広告掲載の取消し)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 申込者が広告掲載決定通知書の提出期日までに原稿を提出しないとき。

(2) 申込者が広告掲載決定通知書の納入期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(3) 広告掲載決定後、申込者が取扱方針2に掲げる制限事項に抵触することが判明したとき。

(4) 申込者から広告掲載を辞退する申し出があったとき（印刷発注後は、除く。）。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に支障が生じたとき。

(掲載料の返還)

第10条 広告掲載が決定した後、申込者の責に帰することができない事由により広告が掲載できなかったときは、区長は、申込者に広告掲載料を返還するものとする。

(委任)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、税務課長が別に定める。

付 則

この要領は平成15年8月6日から施行する。

付 則

この要領は平成18年7月12日から施行する。

付 則 （平成19年7月24日付 19葛総税第209号決裁）

この要領は平成19年7月1日から施行する。

- 付 則 （平成25年6月19日付 25葛総税第145号決裁）
この要領は平成25年8月1日から施行する。
- 付 則 （平成29年7月7日付 29葛総税第185号決裁）
この要領は平成29年8月1日から施行する。
- 付 則 （令和元年7月3日付 31葛総税第183号決裁）
この要領は令和元年8月1日から施行する。
- 付 則 （令和2年8月12日付 2葛総税第241号決裁）
この要領は令和2年8月12日から施行する。
- 付 則 （令和4年8月2日付 4葛総税第250号決裁）
この要領は令和4年8月5日から施行する。
- 付 則 （令和5年7月27日付 5葛総税第244号決裁）
この要領は令和5年8月1日から施行する。
- 付 則 （令和5年11月16日付 5葛総税第460号決裁）
この要領は令和5年11月16日から施行する。
- 付 則 （令和6年8月4日付 6葛総税第174号決裁）
この要領は令和6年8月4日から施行する。
- 付 則 （令和7年8月25日付 7葛総税第223号決裁）
この要領は令和7年8月25日から施行する。
- 付 則 （令和8年7月27日付 8葛総税第109号決裁）
この要領は令和8年8月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

掲 載 種 別	掲 載 規 格	掲 載 色	掲載料金 (印刷枚数 1 枚あたり)
特別区民税・都民 税・森林環境税納 税通知書封筒	裏面 1/2 面 左又は右 7.5cm×7.5cm	緑 1 色	1.25 円
特別区民税・都民 税申告書封筒	裏面 1/2 面 左又は右 7.5cm×9.5cm	ワインレッド [※] 1 色	1 円